

益田市規則第 2 2 号

益田市男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、益田市男女共同参画推進条例（平成 2 6 年益田市条例第 1 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(苦情の申出)

第 3 条 条例第 1 9 条第 1 項に規定する苦情の申出は、男女共同参画推進に関する苦情申出書（様式第 1 号）を市長に提出して行うものとする。ただし、市長が当該申出を書面により行うことができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法によりこれを行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該申出の内容が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、同項による対応の対象としない。

(1) 現に地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 1 項に基づく監査の請求がなされている事案に関するもの。

(2) 現に行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）に基づく不服申立てがなされている事案に関するもの。

(3) 現に訴訟が裁判所に係属している事案に関するもの。

(4) 現に益田市議会に対して請願がなされている事案に関するもの。

(苦情の処理)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の苦情の申出があったときは、当該事案に関し、適切な対応を図るものとする。

2 市長は、前項の対応に関し、専門的な見地からの意見を要すると認めるときは、条例第 1 9 条第 2 項の規定により、条例第 2 1 条に規定する益田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

(苦情処理の通知及び公表)

第 5 条 市長は、前条による苦情の処理について、その内容を処理結果等通知書（様式第 2 号）により当該苦情の申出者に通知するものとする。

2 市長は、前条による苦情の処理について、年度毎にその内容、件数等の状況を公表するものとする。

(審議会の会長等)

第 6 条 条例第 2 1 条に規定する審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 7 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、

会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、調査及び審議のため必要と認めるときは、第3条第1項の苦情の申出のあった事案に係る関係者その他の参考人（以下「参考人」という。）に対し、意見若しくは説明を聴取するため会議への出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定は、会議に出席した参考人について準用する。この場合において、同項中「職務上」とあるのは「会議において」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉環境部人権センターにおいて処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り会長が定め、その他条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会の会議は、市長が招集する。

(益田市男女共同参画推進協議会設置規則の廃止)

3 益田市男女共同参画推進協議会設置規則（平成22年益田市規則第29号）は、廃止する。